

## 遺族年金の仕組みと課題

## 第11回

本連載では、年金制度の現状、課題と将来像について、制度の理念や根底の考え方に立ち戻りつつ、わかりやすく説明し、皆さんと一緒に考えていきます。今回は、遺族年金の仕組みと課題です。

遺族年金は、死亡した被保険者等によって生計を維持されていた人の生活を保障するための給付で、遺族基礎年金(定額)と遺族厚生年金(報酬比例)があります。

「遺族基礎年金」は、子どもを育てている配偶者や子どもに支給される遺族年金です。

一方、「遺族厚生年金」は、遺族基礎年金の上乗せ給付という役割のほか、子どもを育てていない配偶者等へも支給されます。また、65歳以上の高齢期には、老齢基礎年金の上乗せ給付として、老齢厚生年金を補充して、配偶者を亡くした人の老後生活の保障の役割も果たしています。

### 1 遺族基礎年金は、子を育てている配偶者または子に支給される

遺族基礎年金の支給対象者は、死亡した人生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」です。

遺族年金で「子」とは、18歳になった年度末までの未婚の者(障害等級1級または2級の状態にある者は20歳未満)です。配偶者に遺族基礎年金の受給権がある場合は、子の遺族基礎年金は支給停止となります。

生計維持要件は、死亡の当時、死亡した者と生計を同じくしていた者(生計同一)であって、死亡時の前年の年収が850万円未満(所得では655.5万円未満)であることです。

遺族基礎年金の支給要件は、①国民年金の第1号、第2号、第3号被保険者が死亡したとき、②国民年金の被保険者であった人が日本国内に住所を有している60歳以上65歳未満の期間に死亡したとき、③25年以上の受給資格期間(保険料納付済期間、免除期間)がある人が死亡したときのいずれかです。①②の場合、保険料納付要件があります。

遺族基礎年金の年額(令和5年度)は、老齢基礎年金満額(795,000円)に、子の加算額を加えた額です。子の加算額は、1人目と2人目の子は各228,700円、3人目以降は各76,200円です。

### 2 遺族厚生年金の支給対象者には、子のない配偶者や父母等も含まれる

遺族厚生年金の支給対象者は、死亡した人生計を維持されていた、①配偶者(夫は妻の死亡ときに55歳以上)、②子(配偶者に受給権があるときは支給停止)、③父母(死亡ときに55歳以上)④孫、⑤祖父母(死亡ときに55歳以上)のうち、優先順位が高い人です。①と②は同順位で最も優先順位が高く、以下、順に低くなります。

「子」の定義は、遺族基礎年金と同じです。夫は、妻の死亡ときに55歳以上である人に限られ、受給開始は60歳からです。父母、祖父母も同じです。

夫の死亡ときに子のない30歳未満の妻は、5年間のみ受給できる有期給付です。

遺族厚生年金の支給要件は、①厚生年金保険の被保険者が死亡したとき、②厚生年金の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡したとき、③1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき、④老齢厚生年金の受給権者(25年以上の受給資格期間がある者に限る)等が死亡したときです。①②の場合、保険料納付要件があります。高齢期に配偶者を亡くした場合は、④が中心となり、受給資格期間25年以上の老齢厚生年金は、受給権者の死亡後に、配偶者の遺族厚生年金に振り替わります。

### 3 遺族厚生年金の額は、死亡した人の老齢厚生年金の4分の3が基本

遺族厚生年金の年金額は、死亡した人の老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3の額が基本です。

若いときに死亡した場合、被保険者期間が短いため、2で説明した遺族厚生年金の支給要件の①②③の場合、報酬比例部分の計算で、死亡した人の厚生年金の被保険者期間が300月(25年)未満の場合は、300月とみなし



たか はし とし ゆき  
**高橋 俊之**

日本総合研究所特任研究員  
(前厚生労働省年金局長)

て計算し、低い年金額にならないよう配慮されています。

子がいない妻の遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまで、中高齢寡婦加算として、遺族基礎年金の4分の3の額が加算されます。これは、制度が設けられた当時は、夫を亡くした中高齢の女性が就労して十分な所得を得ることが難しかったからです。

高年齢の年金は、本人の老齢厚生年金を優先して、差額を遺族厚生年金で受けとります。65歳以上の老齢厚生年金の受給権者が、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受け取るときは、A「死亡した人の老齢厚生年金の報酬比例部分の額の4分の3の額」とB「死亡した人の老齢厚生年金の報酬比例部分の額の2分の1の額」と自身の老齢厚生年金の額の2分の1の額を合算した額を比較し、いずれが高い方が遺族厚生年金の額となります。

そして、自身の老齢厚生年金の全部を受け取った上で、遺族厚生年金の額から自身の老齢厚生年金の額を差し引いた額を、遺族厚生年金として受け取ることとなります。自身の老齢厚生年金の方が大きいときは、遺族厚生年金は支給されません。

遺族基礎年金の受給者数は8・3万人で、子の加算額を含めた平均年金月額額は8・9万円です。遺族厚生年金の受給者数は571・4万人(60歳以上の妻が大部分を占める)で、平均年金月額額は8・2万円です。

#### 4 遺族厚生年金の支給要件の男女差等は、見直しが必要

遺族年金は家計を支える人が死亡した場合に、残された遺族の所得保障を行う制度ですが、現行の遺族厚生年金は、男性が主たる家計の担い手であった時代の古い給付設計のままであり、見直しが必要です。

遺族基礎年金は、子がある配偶者又は子に対する年金であり、平成24年の改正により、それまでの母子家庭のみから父子家庭へも拡大されています。

しかし、遺族厚生年金は、妻に対しては、子がない場合でも終身で給付され、40歳から65歳までの間は中高齢寡婦加算も支給されます。

一方、夫に対しては、妻が死亡した時に55歳以上であった場合に、60歳から支給されるのみです。養育する子がいる場合には、子に遺族厚生年金が支給されるため、事実上、男女差は無いとも言えますが、養育する子がいな場合には、大きな男女差があります。

制度が作られた時代は、夫が就労し、妻が家事・育児・介護等の形で家庭を支えるという家族構成が典型的であった社会状況でした。また、中高齢女性の就労が難しく、就労ができても賃金が低いという労働環境がありました。男女共働きが一般化し、雇用環境も当時と大きく異なっている今の時代に合うように、見直しが必要で

現在、厚生労働省の社会保障審議会年金部会で、次の年金制度改正の議論が始まっています。遺族年金の見直しも、検討課題になっています。

遺族基礎年金についても、離婚した元配偶者に子が引き取られると、子の遺族基礎年金が支給停止となる課題や、子の加算額が、第3子以降は、月額6,350円で、第1子・第2子の月額19,058円より少ないという課題もあり、見直しが必要です。

遺族厚生年金の男女の要件の違い

18歳未満の子のいる場合		18歳未満の子のいない場合	
夫(妻が死亡)	妻(夫が死亡)	夫(妻が死亡)	妻(夫が死亡)
<p>遺族厚生年金(夫が55歳以上) 遺族厚生年金(夫が55歳未満) 遺族基礎年金</p>	<p>遺族厚生年金 遺族基礎年金</p>	<p>遺族厚生年金(夫が55歳以上) 遺族基礎年金</p>	<p>遺族厚生年金 中高齢寡婦加算(40~65歳の妻)</p>
<p>※遺族厚生年金は、妻の死亡時に55歳未満であった夫には支給されませんが、子に支給される。</p>	<p>※30歳前に遺族基礎年金の受給権を失った場合、遺族厚生年金は、その日から5年後までの有期給付</p>	<p>※妻の死亡時に55歳以上であった夫は、遺族厚生年金の対象者となるが、支給は60歳から開始</p>	<p>※夫の死亡時に30歳未満で子のない妻は、遺族厚生年金は5年間の有期給付</p>

【この記事の詳しい説明は、筆者の日本総合研究所の研究員紹介のページに掲載しています。[日本総合研究所 高橋俊之]でwebを検索してください。】